



広報
No.244

かんおんじ

2026／令和8年

2

February

あ な た と
市 政 を む す ば

林野火災注意報・警報の運用が始まっています

アラジン・火野林





1月から始まっています 林野火災



林野火災注意報・警報とは

林野火災が発生しやすい状況になったときに、火災を予防するために発令されるものです。警報発令中は屋外での火の使用が制限され、違反した場合は、消防法により罰則があります。



対象区域

観音寺市と三豊市内の森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内



火の使用の制限

- 山林・原野などにおいて、火入れをしないこと
- 煙火（花火）をしないこと
- 屋外において、火遊びまたはたき火をしないこと
- 屋外においては、引火性または爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- 山林・原野などの場所で、管理者が指定した区域内で喫煙しないこと
- 残り火（たばこの吸い殻を含む）、取灰または火の粉を始末すること



発令の対象期間

原則、毎年1月から5月

林野火災が
発生しやすい
時期！



オレンジ色または緑色で色付けした所が森林部分になります。対象地域が分からぬ場合は問い合わせてください。



注意報・警報



ストップ！
林野火災

三觀広域行政組合消防本部
予防課 近藤恵司消防司令

林野火災の多くは人為的要因で発生。「これくらい大丈夫」と思わないで

昨年は、2月に岩手県大船渡市で大規模な林野火災が発生し、全国各地で林野火災が相次ぎました。近隣では昨年3月に愛媛県今治市で林野火災が発生し、三觀広域消防本部でも緊急消防援助隊として3次隊まで出動し、消火活動を行いました。このような状況を受け、全国の市町村で火災予防条例が改正され、令和8年1月1日から林野火災注意報・林野火災警報の運用が始まっています。発令中は、森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内で火の使用が制限されます。伊吹島は島全体が該当し、観音寺市内でもほとんどの地域が対象となります。日本では落雷や自然発火による林野火災は少なく、たき火*や火入れ、たばこの火の始末など人為的な要因で発生するケースがほとんどです。「これくらい大丈夫だろう」という行動が大きな災害につながることがありますので、ご家族やご近所で声を掛け合い、注意喚起をしていただければと思います。



*野焼き（ごみ焼き）は、一部の例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。



Q & A

Q. 何か罰則がありますか？

A. 「林野火災警報」発令時に火気を使用した場合、30万円以下の罰金または拘留の罰則があります。
「林野火災注意報」は罰則はありません。

Q. 「たき火」の範囲はどこまでですか？

A. バーベキューや七輪による調理はたき火には該当しません。

Q. 「森林」はどのくらいの規模ですか？

A. 琴弾公園や一の宮公園の防風林も該当します。
市内では大半の地域が対象区域となります。



注意報・警報発令時の周知方法

林野火災注意報・警報が発令された場合、次の方法でお知らせします。

- ・三觀広域行政組合消防本部ホームページ
- ・災害状況等自動案内装置（☎ 25-5000）
- ・消防車両でのパトロール広報
- ・防災行政無線
- ・消防署にのぼり旗設置
- ・観音寺市公式LINE



L I N E 登録は
こちらから



今治市林野火災に
緊急消防援助隊として出動

三觀広域行政組合消防本部
予防課 山口 和孝さん

「森林の周囲1キロメートル」は離れているよう意外と近く、今治市の林野火災では山から山に飛び火し、大規模火災につながっています。ヘリコプターで上空から放水しても山中には小さな火種が残るため、ジェットシユーター（背中に担ぐ消火用の水のう）で水を噴射しながら、消火活動を行いました。

問い合わせ先

- 観音寺市内にお住まいの人
(大野原町・豊浜町以外)
南消防署 ☎ 24-2119
- 大野原町・豊浜町にお住まいの人
南消防署第一分署 ☎ 52-2119